

## 意見公募（パブリックコメント）の概要及び結果

### ○ステップ1における意見公募について

#### 1) 意見公募の実施

ステップ1の住民参画の方法については、幅広く一般から意見を集めることを目的に、意見公募（パブリックコメント）の手法を採用した。

#### 2) 意見公募の方法

北九州港湾・空港整備事務所等のウェブサイトや公共施設等において、土砂処分場計画に関する情報提供を行ったうえで、「事業の必要性と課題」、「土砂処分場設置候補海域の選定にあたっての考え方」などについての意見の募集（パブリックコメント）を行った。

募集期間	平成22年6月1日（火）～平成22年6月30日（水）				
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州港湾・空港整備事務所ウェブサイト</li> <li>・公共施設等における資料縦覧</li> </ul>				
募集場所	ウェブサイト	国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 <a href="http://www.pa.csr.mlit.go.jp/kitakyusyu/pro_PI/index.html">http://www.pa.csr.mlit.go.jp/kitakyusyu/pro_PI/index.html</a>  ※幅広く意見聴取するために、上記ウェブサイトへのアクセスが可能となるリンクバナーを地方公共団体等の協力のもと、以下のホームページ上（全7箇所）に設けた。			
	公共施設等 (全12箇所)	国土交通省 九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州港湾・空港整備事務所</li> <li>・関門航路事務所</li> <li>・苅田港湾事務所</li> </ul>		
		地方公共団体	福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苅田港務所</li> <li>・福岡県行橋農林事務所</li> </ul>	
			北九州市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市港湾空港局</li> <li>・小倉南区役所</li> <li>・門司区役所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曾根出張所</li> <li>・松ヶ江出張所</li> </ul>
			行橋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所</li> </ul>	
	苅田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町役場</li> </ul>			
意見の提出方法	投函箱、FAX、郵送、電子メール、ウェブサイト上にて意見公募				

## ■パブリックコメント募集（ウェブサイト）

国土交通省 九州地方整備局  
**北九州港湾・空港整備事務所**

お問い合わせ ・ サイトマップ  
サイト内検索  Google 検索

ホーム 事務所のご案内 入札・契約情報 事業の紹介 北九州港の紹介 港湾整備制度の紹介

ホーム > 関門航路周辺海域における土砂処分場計画について > パブリックコメント募集

### 関門航路周辺海域における土砂処分場計画について | パブコメ募集

#### 第1回 パブリックコメントの募集（土砂処分場設置海域の選定）

現在、国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所で検討している「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」の策定について、皆さまからのご意見をいただくことで、よりよい計画とすることを目的に行います。

第1回パブリックコメントの募集では、以下の説明資料「[関門航路周辺海域における土砂処分場計画](#)」および「[参考資料](#)」をご覧ください。「事業の必要性と課題」、「土砂処分場設置候補海域の選定」にあたっての考え方などについてご意見をお聞かせ下さい。

調査結果を目的以外に使用することはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、率直なご意見をお聞かせ下さい。

#### ■説明資料

[関門航路周辺海域における土砂処分場計画](#)（PDFダウンロード：7.3MB）  
[参考資料](#)（PDFダウンロード：1.7MB）

#### ■募集期間

平成22年6月1日（火）～平成22年6月30日（水）

#### ■ご意見提出方法

ご意見は以下のいずれかの方法でお寄せください。

- ① 下記のご意見応募フォーム
- ② 電子メール（[mailbox-k89mu@pa.qsr.mlit.go.jp](mailto:mailbox-k89mu@pa.qsr.mlit.go.jp)）

#### ■記入事項

提出にあたっては、次のことをご記入ください。

①年齢 ②性別 ③現住所 ④職業 ⑤ご意見

※ご意見については、「事業の必要性と課題」、「土砂処分場設置候補海域の選定にあたっての考え方」などについてお聞かせ下さい。

#### ■留意点

ご留意いただきたいことは以下のとおりです。

- いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- 電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- ご記入いただいた内容は、「[著作権・プライバシーポリシー（個人情報の取扱い）等について](#)」にしたがって適正に取り扱います。

この意見募集以外の目的のために利用したり、無断で第三者に提供することはありません。

#### 関門航路周辺海域における土砂処分場計画について

- はじめに
- 関係機関
- 住民参画について
- ガイドラインについて
- スケジュール
- ご意見募集中
- 第1回パブリックコメント **!!**
- これまでの経過

第一段階  
設置海域の絞り込み

- 第1回 技術専門委員会
- 第1回 連絡会
- 第2回 連絡会

このサイトをご覧になるには  
ADOBE READER のプラグイン  
が必要です。お持ちでない方は下  
記のバナーをクリックして最新版  
をダウンロードをしてください。



## ■ご意見応募フォーム

- ① 年齢 ※(必須)
- ② 性別 ※(必須)  男性  女性
- ③ 現住所 ※(必須)  北九州市小倉南区  
 北九州市門司区  
 北九州市その他  
 苅田町  
 行橋市  
 その他
- ④ 職業 ※(必須)  会社役員  会社員  公務員  
 農林水産業  自営業  自由業  
 専業主婦  派遣社員  学生・生徒  無職  
 その他

⑤ ご意見 ※(必須)

「事業の必要性と課題」、「土砂処分場設置候補海域の選定にあたっての考え方」などについてお聞かせ下さい。

※HTMLタグは使用できません。

[ページのトップへ](#)



国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所  
〒801-0841北九州市門司区西海岸1-4-40 TEL:(093)321-4631(代表)  
Eメールアドレス:[mailbox-k8@mu@pa.qsr.mlit.go.jp](mailto:mailbox-k8@mu@pa.qsr.mlit.go.jp)

Copyright (C) 北九州港湾・空港整備事務所, All Rights Reserved.

[著作権・プライバシーポリシー\(個人情報の取扱い\)等について](#)

■パブリックコメント募集（公共施設等）

【公共施設等 位置図】



門司区役所（1Fロビー）



【パブリックコメント記入用紙】

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」の策定に関する意見の募集について

現在、国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所で検討している「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」の策定について、皆さまからのご意見をいただくことで、よりよい計画とすることを目的に行います。

第1回パブリックコメントの募集では、説明資料「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」および「参考資料」をご覧ください、「事業の必要性と課題」、「土砂処分場設置候補海域の選定にあたっての考え方」などについてご意見をお聞かせ下さい。

調査結果を目的以外に使用することはありません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、率直なご意見をお聞かせ下さい。

- 意見募集期間；平成22年6月1日（火）～ 平成22年6月30日（水）（必着）
- 意見提出方法；備え付けの投函箱に入れてください。  
（下記のFAX、郵送でも受け付けております。）
- 留意点；いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。  
電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。



国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所  
〒801-0841北九州市門司区西海岸1-4-40

TEL : (093) 321-4631 (代表)  
FAX : (093) 322-5525  
ホームページ : [http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kitakyusyu/pro\\_PI/index.html](http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kitakyusyu/pro_PI/index.html)  
Eメールアドレス : [mailbox-k89mu@pa.qsr.mlit.go.jp](mailto:mailbox-k89mu@pa.qsr.mlit.go.jp)

Q1 あなたご自身のことについてお聞きします。（当てはまるものを○で囲むか、（ ）内に記入下さい。）

- 1) 性別 男性 女性
- 2) 年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上
- 3) 現住所 1.北九州市（小倉南区・門司区・その他（ ））  
2.苅田町 3.行橋市 4.その他（ ）
- 4) 職業 1.会社役員 2.会社員 3.公務員 4.農林水産業 5.自営業  
6.自由業 7.専業主婦 8.派遣社員 9.学生・生徒 10.無職  
11.その他（ ）

Q2 説明資料をご覧ください「事業の必要性と課題」、「土砂処分場設置候補海域の選定にあたっての考え方」などについて、ご意見をお聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。

## ○意見公募の結果

### 1) 回収結果

意見公募の結果、全12件の有効回答が得られた。意見の回答方法、回答者の属性について、以下にまとめた。

回答数	全14件（うち、有効回答12件※）※意見欄無記入のものは無効回答とした				
回答方法	ウェブサイト		3件		
	電子メール		2件		
	投函箱		9件		
	(内訳)	国土交通省	北九州港湾・空港整備事務所		1件
			関門航路事務所		2件
			苅田港湾事務所		—
		福岡県	苅田港務所		1件
			行橋農林事務所		—
		北九州市	港湾空港局		—
			小倉南区役所	1件	曽根出張所
門司区役所			—	松ヶ江出張所	—
行橋市		市役所		—	
苅田町	町役場		2件		
年齢	10代		1件		
	30代		2件		
	40代		3件		
	60代		6件		
	無回答		2件		
性別	男性		10件		
	女性		2件		
	無回答		2件		
現住所	北九州市		6件		
	行橋市		—		
	苅田町		—		
	その他		4件 (大野城市、太宰府市、春日市、大分県宇佐市)		
	無回答		4件		
職業	会社員		8件		
	派遣社員		1件		
	無職		2件		
	無回答		3件		

## 2) 聴取した主な意見

聴取した主な意見について、以下にまとめた。

分 類	聴 取 し た 主 な 意 見
事業の必要性と課題に対する意見	<p>■事業の必要性に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の少ない島国日本は外国との貿易なくして国家は成立しない。外国との貿易の多くは船舶によって行われているため、船舶の航行等に必要な港および航路の整備を行うためには土砂処分場が必要である。</li> <li>・関門航路は国際航路としての使命があり、国にとってもまた諸外国の大型航行船舶等にとっても安全性が確保される水深及び水深確保のための維持が必要不可欠のため、浚渫土の土捨場を確保する必要がある。</li> <li>・瀬戸内海海域における埋立を行わざるを得ない事情について、改めて十分な説明を行うこと。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
土砂処分場設置候補海域の選定にあたっての考え方に対する意見	<p>■自然環境に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然海岸や干潟等の自然環境に影響が生じないようにして欲しい。</li> <li>・曾根干潟の生態系を考慮して選定して下さい。</li> <li>・貴重種を含む多様な野生動植物の生息・生育環境に十分配慮すること。</li> <li>・潮流の変化が、干潟の周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与える恐れがあることに留意すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>■将来の土地利用に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立によってできた土地は大いに利用すべき。</li> <li>・将来期待される土地利用について、参考的にでも議論されることを期待する。</li> </ul> <p>■複数案の設定に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状水深の維持浚渫のみ実施した場合の想定が欠けているのではないか。</li> <li>・いずれの案も瀬戸内海環境保全特別措置法の対象海域内であることから、土砂処分場を設置しない案についても可能性を排除することなく検討すること。</li> </ul>
その他	<p>■パブリックコメントの進め方に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数案4案を設定した経緯や、環境影響に関する調査等について、可能な限り詳細に公表する必要がある。</li> </ul> <p>■今回の事業実施後に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な実施が想定される関門航路の維持について、長期的な観点から浚渫土砂の有効活用等を検討し、将来にわたり埋立処分量を可能な限り削減するよう努めることが必要である。</li> </ul>

- ・事業の必要性に対する意見については、肯定的な意見が多い一方で、埋立処分量の削減努力に対する意見もみられた。
- ・土砂処分場設置候補海域の選定にあたっての考え方については、曾根干潟をはじめとする自然環境への影響を懸念する意見が多くみられた。
- ・その他の意見では、パブリックコメントの進め方に対する意見があった。

## 関係行政機関等からの意見

・ 環 境 省



事 務 連 絡

平成 22 年 6 月 24 日

国土交通省九州地方整備局 御中

環境省九州地方環境事務所

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」に対する環境省意見の送付について

平素より環境行政の推進に御協力たまり厚く御礼申し上げます。

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」については、貴省において、国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」に基づき、検討が進められているところであるが、この検討は、戦略的環境アセスメント（SEA）を含むものと位置づけられている。

このため、今般、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づき、別紙のとおり環境省意見を送付いたします。

よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

以 上

## 「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」に対する環境省意見

### 環境省

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」では、国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」の趣旨を踏まえた検討が進められているが、その一環において、環境省が取りまとめた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づく戦略的環境アセスメント（SEA）も行われている。

以下は、これらのガイドラインに基づき、「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」に対して環境の保全の見地から意見を述べるものである。

#### 1．土砂処分場を設置しない案の検討について

本事業計画は、土砂処分場候補海域ゾーン ～ についてそれぞれ1案ずつ、さらに土砂処分場を設置しない案を加えた計4案を比較検討している。これらの海域は、いずれも瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に定める瀬戸内海の海面内に位置しているところであるが、同海域内における埋立てを伴う土砂処分場の設置は、同法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針に沿って厳に抑制すべきであることから、瀬戸内海の環境への影響が最少となる土砂処分場を設置しない案についても可能性を排除することなく検討すること。

#### 2．土砂処分場の設置海域を選定する際の配慮事項について

設置の必要性について十分検討した上で土砂処分場を設置することとなった場合、瀬戸内海海域における埋立てを行わざるを得ない事情について、改めて十分な説明を行うとともに、3案から土砂処分場の設置海域を決定する際には、以下の点に配慮・留意する。

（1）3案は、いずれも曾根干潟の近隣に設定されている。曾根干潟は、シギ・チドリ類の重要な渡来湿地等に位置付けられていること、同干潟を利用するクロツラヘラサギ、ズグロカモメや繁殖が確認されているカブトガニ等、環境省レッドリストに掲載されている種を含め多くの種が生息していることから、それらを含む多様な野生動植物の生息・生育環境に十分配慮すること。（共通事項）

（2）各候補海域個別の特性として、以下の点に留意すること。（個別事項）

<ゾーン >

埋立てによる潮流の変化が、貴重な種が生息・生育する今津干潟や曾根干潟、これらの干潟の周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。特に、埋立ての位置、形状によっては曾根干潟周辺海域の閉鎖性を高めること。また、現在計画されている新門司南地区公有水面埋立事業との位置関係、事業実施のタイミングによっては、環境への影響が増幅されるおそれがあること。

#### <ゾーン >

埋立てによる潮流の変化が曾根干潟、同干潟の周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。また、現在計画されている新門司南地区公有水面埋立事業との位置関係、事業実施のタイミングによっては、環境への影響が増幅されるおそれがあること。

#### <ゾーン >

埋立てによる潮流の変化が曾根干潟や人と自然とのふれあい活動の場である簗島干潟・筑豊県立自然公園、これらの周辺海域の水質や堆砂環境等に影響を与えるおそれがあること。特に、埋立ての位置、形状によっては曾根干潟周辺海域の閉鎖性を高めるおそれがあること。

### 3. パブリックコメントの集約及び公表について

本事業計画の検討においては、土砂処分場を設置しない案を含む4案を設定し、パブリックコメントを実施している。

パブリックコメントの集約に当たっては、当初の7案からパブリックコメントの対象とした4案を選定した経緯並びに環境影響に係る調査、予測及び評価の内容について可能な限り詳細に公表することが必要である。また、4案の中からの選定経緯の公表に当たっては、いわゆるゼロオプションについては、戦略的環境アセスメントを構成するプロセスとして重要であることから、土砂処分場を設置しない案を検討した経緯についても、併せて詳細に公表することが必要である。

さらに、土砂処分場を設置する案の前提となる航路浚渫についても、その実施による関門航路や新門司航路、これらの周辺海域への環境影響について、明らかにすることが必要である。

### 4. 瀬戸内海海域における埋立処分の抑制について

1. で記述したとおり、これらの海域はいずれも、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針に沿って埋立てを厳に抑制すべき海面内に位置しているにも関わらず、過去多くの埋立てが行われてきた結果、既に大きな環境変化が生じている海域である。

そのため、土砂処分場を設置する場合には、浚渫土砂の他の事業における有効活用等により、可能な限り埋立処分量を削減し、瀬戸内海における埋立規模を縮小するよう検討するとともに、土砂処分場の設置に当たっては環境変化を最小限にとどめるよう最大限配慮すること。

さらに、今回の事業実施後、継続的な実施が想定される関門航路等における維持を目的とした浚渫により発生する土砂の処理について、瀬戸内海環境保全特別措置法を遵守し、瀬戸内海の埋立てが厳に抑制されることとなるよう、長期的、総合的な観点から浚渫土砂量の低減又は有効活用等について具体的に検討し、将来にわたり埋立処分量を可能な限り削減するよう努めることが必要である。

以上